

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月1日から38年1月1日まで  
② 昭和38年1月1日から同年7月22日まで  
③ 昭和38年12月10日から40年3月26日まで

申立期間①について、私は、昭和36年11月に知人の紹介により、給与の手取額が5万円という約束で、A社（現在は、B社）に勤務し始めた。

申立期間②について、私は、昭和38年1月に、A社での給与の手取額より1万円昇給との条件で勧誘され、C社に転職した。

申立期間③について、私は、昭和38年12月頃に、C社での給与の手取額より1万5,000円昇給との条件で勧誘され、D社に転職した。

厚生年金加入記録のお知らせで通知された申立期間①から③までにおける標準報酬月額は、当時、各事業所で支給されていた手取額と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「厚生年金加入記録のお知らせで通知された標準報酬月額は、雇用契約時に提示された給与の手取額と比べてかなり低額である。」旨主張し、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立人に係る資料を保管していない。」旨回答しており、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①当時、A社の経理係であった同僚は、「申立人は、E職の人であったので、当時の一般の従業員よりも給与はかなり高かったと思う。申立人を連れてきたE職の人と同じような給与だと思う。」旨供述しているところ、申立人が、同社での仕事を紹介してもらったと主張するE職の先輩は、「自

分は、一般の従業員より高い給与額でA社での就業を契約していたが、社長から、一般の従業員と同じぐらいの報酬月額で手続をするので厚生年金保険に加入するよう話があり、その旨、社長と口約束を交わした。当時の標準報酬月額がいくらであったかは社長に任せていたので分からないが、実際の給与額ではなかった。申立人も私と同じような条件であったと思う。」旨供述している。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の訂正が行われた事跡は見当たらない上、当該標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「A社での給与の手取額より1万円昇給との条件で勧誘され、C社に転職した。」旨主張し、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の商業登記簿に記載されている代表取締役3人は既に死亡しており、取締役4人のうち連絡が取れた1人は、「C社へは2、3か月出向しただけであり、同社のことは全く分からない。」旨供述していることから、申立人に係る厚生年金保険料控除額について供述を得ることができない。

また、申立期間②当時、C社で厚生年金保険被保険者記録がある同僚のうち連絡先が判明した者7人に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険料控除額について供述を得ることはできない。

さらに、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の訂正が行われた事跡は見当たらない上、当該標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「C社での給与の手取額より1万5,000円昇給との条件で勧誘され、D社に転職した。」旨主張し、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記簿は見当たらず、申立期間③当時の事業主及び役員から申立人に係る厚生年金保険料控除額について供述を得ることができない。

また、申立期間③当時、D社で経理を担当していた者は、「申立期間③当時、給与や社会保険関係の事務は亡くなった社長がしていたので、申立人個人の給与額及び厚生年金保険料控除額のことまでは知らない。」旨供述している。

さらに、D社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の訂正が行われた事跡は見当たらない上、当該標準報酬月額の記

録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 6 日から 50 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A事業所で勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所及び前職のB事業所では、C職の資格を取るためD学校に通いながら、C職見習として働いていた。A事業所へは、前職のB事業所の紹介により勤務することになったので、同じようにD学校に通いながら仕事をしていたB事業所での厚生年金保険の加入記録は有るのに、A事業所での加入記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 49 年 6 月 24 日から 50 年 7 月 25 日までの期間において、A事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A事業所は、「開業から現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時にA事業所で一緒に勤務した従業員二人の姓のみを記憶しているが、これらの者の連絡先を覚えておらず、申立期間の同事業所における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 14 年 9 月 1 日まで

私は、平成 10 年 4 月から 22 年 3 月まで、A 社に勤務したが、「ねんきん定期便」における厚生年金保険の保険料納付額の月別状況を見ると、10 年 4 月から 14 年 8 月までの期間の保険料納付額が給与から控除されていた金額より低い額となっているので、調査を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社において控除されていたと主張する厚生年金保険料額と「ねんきん定期便」に記載されている保険料納付額の差額について検証したところ、申立人の標準報酬月額の 1,000 分の 1 に相当する金額であることが確認できる。

このことについて、A 社は、「弊社が加入していた厚生年金基金の独自取扱いとして、厚生年金保険の被保険者本人負担保険料率に 1,000 分の 1 を上乗せして控除していた。」旨回答しており、同社が申立人の給与から控除していた保険料額は、厚生年金保険料額に相当する額と厚生年金基金の独自取扱い分として控除されていた額との合計額であることが確認でき、厚生年金基金の独自取扱い分の額を除いた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。